

## 社会福祉協議会職員の実務研修に関する要綱

### (目的)

第1 この要綱は、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の職員の資質の向上を図り、もって社協の業務の適正かつ円滑な執行に資するために、茨木市（以下「市」という。）が社協の求めに応じて行う社協の職員の実務研修（以下「実務研修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (実務研修の方法)

第2 実務研修の方法は、社協の要望を考慮し、実務研修を受ける社協の職員（以下「実務研修員」という。）を、その必要とする専門的知識及び技術を修得するために市の関係課所に配置し、当該課所における実務を通じて行うものとする。

### (実務研修の期間)

第3 実務研修の期間は、2年とする。ただし、市と社協の協議によりその期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

### (実務研修員の推薦)

第4 実務研修を市に委託しようとする社協の代表者は、社会福祉協議会実務研修員推薦書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

### (実務研修の受託)

第5 市長は、実務研修員の推薦があった場合において、その者に係る実務研修を受託することが適当と認めるときには、その受託を決定し、その旨を社会福祉協議会職員実務研修受託決定書（様式第2号）により、社協に通知するものとする。

### (協定の締結)

第6 第5の通知を受けた社協の代表者は、速やかに協定書（様式第3号）を作成し、市長と協定を締結するものとする。

### (身分の取扱い)

第7 実務研修員の身分等の取扱いについては、次の各号により行うものとする。

- (1) 実務研修員は、市職員の身分を併せて有することはない。
- (2) 実務研修員の給料、手当については、社協が負担し、支給するものとする。
- (3) 実務研修員の研修にかかる旅行に要する出張旅費等の諸経費については、原則として市が負担する。
- (4) 実務研修員の勤務時間その他勤務条件及び服務については、市職員に適用される法令等の例による。
- (5) 実務研修員に分限事由又は懲戒事由が生じたときは、市長の申出に基づき、社協において必要な措置又は処分を行うものとする。この場合において、市長は、当該実務研修員の研修の受託を解除することができるものとする。
- (6) 実務研修員の研修中における災害補償は、社協において行うものとする。

(誓約)

第8 実務研修員は、研修開始に際して、様式第4号により誓約を行うものとする。

(勤務状況の報告)

第9 市長は、実務研修員の勤務状況について、毎月実務研修員勤務状況報告書(様式第5号)により、社協の代表者に報告するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、実務研修の実施に関し必要な事項は、市長と社協の代表者が協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 茨木市長

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会  
代表者 ㊟

社会福祉協議会実務研修員推薦書

社会福祉協議会職員の実務研修に関する要綱に基づき、下記の職員を実務研修員として推薦します。

記

推 薦 職 員	氏名 (ふりがな)	現 職 名
	生 年 月 日	在 職 年 数
	年 月 日 (満 歳)	年 月
職 歴		
研修希望課所 及び事務内容		
研修希望期間		
特 記 事 項		

様式第2号

茨 第 号  
年 月 日

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会  
代表者 様

茨木市長 印

社会福祉協議会職員実務研修受託決定書

年 月 日付で推薦のあった実務研修員について、下記のとおり受入れを決定したので通知します。

記

1 実務研修員の職及び氏名

2 研修期間

年 月 日から 年 月 日

3 研修予定課所

部 課

様式第3号

協 定 書

茨木市（以下「甲」という。）が社会福祉協議会職員の実務研修に関する要綱に基づき実施する実務研修に、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次の職員を委託するものとし、その職員の身分の取扱い等については、この協定の定めるところによるものとする。

第1条 乙が甲に実務研修を委託する職員の職及び氏名は、次のとおりとする。

職 氏名

第2条 甲が乙から実務研修員を受託する期間は、次のとおりとする。ただし、甲乙双方協議のうえ、その期間を延長又は短縮することができる。

年 月 日から 年 月 日まで 2年間

第3条 実務研修員の身分の取扱い等に関しては、社会福祉協議会職員の実務研修に関する要綱の定めるところによるものとする。

第4条 甲は、実務研修員の配置課所を変更したとき及び実務研修員の身分取扱い等に異動が生じたときは、乙に通知するものとする。

第5条 その他実務研修員に関して必要な事項は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 茨木市  
代表者 茨木市長

印

乙 社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会  
代表者

印

様式第4号

## 誓 約 書

私は、地方自治の本旨に基づき公共の福祉のために遂行される市政の意義を自覚して研修を受けるとともに、研修期間中知り得た秘密を研修期間中及び研修後において漏らさぬことを誓います。

年 月 日

氏 名

⑩

様式第5号

茨 第 号  
年 月 日

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会  
代表者 様

茨木市長 印

実務研修員勤務状況報告書

社会福祉協議会職員の実務研修に関する要綱第9の規定に基づき、 年 月分の勤務状況を下記のとおり報告します。

記

1 勤務状況

要勤務 日数	出勤日数	欠勤日数	出張日数	休 暇		
				年次休暇	病気休暇	特別休暇

2 研修状況